

## 1. 提出書類

No.	提出書類	お取り寄せ先	備考
1	奨学・育成金給付申請書	当育成会（別添1）	様式第1-2号
2	戸籍謄本	各市町村役場	令和4年4月以降のもの
3	所得証明書	各市町村役場	令和4年度（令和3年分） ※令和3年1月1日～12月31日分
4	在籍(在学)証明書	各在籍学校	令和4年4月以降のもの
5	後遺障害者の場合	沖縄県	身体障害者手帳の写し 又はその障害の程度を証する書面
6	通帳のコピー	保護者または本人名義	表紙部分（白黒可）

### No. 3 について

所得証明書は、最新の証明書「**令和4年度(令和3年分)所得金額**」を取得してください。  
一般的に毎年6月上旬頃に最新の証明書に切り替わりますが、各市町村により更新時期が異なります。  
事前に各市町村税務課へお問い合わせください。

昨年分の所得状況を確認するために必要な書類となります。

今回は、**令和3年1月1日 ~ 令和3年12月31日**の所得算定期間の証明書が必要です。  
取得間違いが多い書類となっています。取得の際は今一度ご確認ください。

### No. 5 について

該当される方は、身体障害者手帳またはその障害の程度を証する書面の写しが必要です。

### No. 6 について

振込先を変更される方のみが必要です。新たな振込先通帳の写しをご提出ください。  
給付金は一括でお振込みします。お子様が複数人いるご家庭も振込先は統一してください。

## 2. 申請書提出締め切り

**令和4年8月17日（水）※事務局必着**

直接当会へご郵送またはご持参ください。（事務局受付時間：平日午前9時～午後5時）  
ご提出前には、書類の再確認を宜しくお願いします。

書類の不備がある場合は一時保留、または書類一式を返却することもございます。

### 3. 給付認定資格基準

下記が大まかな認定資格の基準となります。詳細については事務局までお問合せ下さい。

1. 保護者の年間総所得が400万円未満であること
2. 保護者が再婚していないこと
3. 留年や休学をしていないこと
4. 生活保護法による教育扶助を受けていないこと
5. その他、規定による事項

### 4. 交通遺児等を認定する組織

各専門・団体の有識者で構成された交通遺児等給付選考委員会を毎年9月に開催します。事務局内の書類審査を経た申請者について、選考内規、給付規程、要綱等に沿って審査を行い、給付認定の可否を決定します。

### 5. 給付の流れ及び給付時期

交通遺児等給付選考委員会の結果を、申請者在籍校および保護者に対し通知します。認定者には即日中に、給付金の一括振り込みを行います。

### 6. 奨学・育成金の給付額（年額）

種類	対象者	給付額
育成金	小学生	48,000円
	中学生	54,000円
	高校生	96,000円

種類	対象者	給付額
奨学金	専修学生 (専門)	120,000円
	大学生	240,000円

### 7. その他の給付金

給付金の種類は、認定者全員が対象となる奨学・育成金のほか、小・中学校入学生および中学校卒業生が対象の激励金、交通事故から1年以内の認定者が対象となる見舞金が給付されます。

### 8. 提出（問い合わせ）先

名称：公益財団法人沖縄県交通遺児育成会  
住所：〒900-0027 那覇市山下町 18-26（山下市街地住宅2階 B-211号室）  
TEL：(098) 987-0743 FAX：(098) 987-0744  
メール：okinawaken.koutuijie@swan.ocn.ne.jp

提出物や提出先はお間違えのないようにお願いします。